

事業の活動量・実績の数値化 活動指標	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	給付決定件数	件	計画	-	8900	8700	8800	8900	9000
				実績		8670	8153	5542	5198	5306
	②			計画	-					
				実績						
	③			計画	-					
				実績						
〈記述欄〉※数値化できない場合										
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	① 給付率（年間給付決定件数／年間給付申請件数）	給付が必要な人に給付決定されているか	%	計画	-	100	100	100	100	100
				実績	100	100	100	100	100	100
	②			計画	-					
				実績						
	③			計画	-					
				実績						
〈記述欄〉※数値化できない場合										

3（Check）事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か（国・県・民間と競合していないか）	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	・障害者総合支援法に基づく事業であるため。 ・対象医療の拡大や生活習慣病の増加などで医療受給者が増加している。 ・障害者総合支援法に基づく事業であり、実施主体が市となっている。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか（成果をこれ以上伸ばすことはできないか）	● 有効である 概ね有効である 有効でない	・判定機関である県福祉総合相談所や医療機関などと連携し、迅速かつ適切な給付決定に努めている。 ・法定事務のため内容の見直しの余地はない。
◆実施方法は現行どおりでよい ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 現行どおりでよい 見直しが必要	・法令の規定に基づき、指定医師が作成した意見書等を県の判定結果を受け審査し、支給決定等を行うため、民間委託等はない。 ・類似の事業はない。また、法令の規程に基づき、支給決定等を行うためコストの削減はできない。 ・必要に応じて実施手順を見直し、システムの改修等を行うことで、より効率化を図っている。 事務処理には専門的知識を要し、一連の事務をひとりで担うことが望ましいが、一部については非常勤職員等による対応も行っており、これ以上の削減は難しい。 ・法定事務のため内容の見直しの余地はない。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	
今後の方向性の理由、改革改善の取組等		(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 対象者の日常生活を容易にし経済的負担の軽減を図るためには必要不可欠な事業である。また、法定事務であり今後も市で実施する必要がある。 迅速かつ適切な給付を実施するために、更なる事務の効率化に努める。	
外部評価の実施		無	実施年度
改善進捗状況等	H29進捗状況		
	H29取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)	

1 (Plan) 事務事業の計画									
事務事業名	障がい者福祉団体バス利用助成事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	3	—	1	—	4
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち	事業コード(大-中-小)	1	—	33	—	27
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり	総合戦略での 位置づけ	基本目標				
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援		施策大項目				
	具体的な施策と内容	1	障がい者の自立と社会参加の支援		施策小項目				
事務事業の概要 (全体事業の内容)	障がい者福祉団体が研修等へ参加する際に必要となるバス利用料の一部を助成するもの。								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営								

2 (Do) 事務事業の実施										
評価対象年度の事業内容等										
対 象 (誰・何を)	障がい者福祉団体が研修等へ参加する際に必要となるバス利用料の一部を助成するもの。									
	事業内容(手段、方法等)				成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)					
障がい者福祉団体に対し、研修等へ参加する際に必要となるバス利用料の一部を助成するもの。 各団体に対し、40千円(一回あたりの上限)を3回まで助成を行う。				障がい者の社会参加及び自立の促進を図り、福祉の増進を図る。						
コスト推移				27年度決算	28年度決算	29年度決算 見込	30年度予算	2019年度 見込	2020年度 見込	2021年度 見込
事業費(直接経費) (単位:千円)					345	488	600	480	480	480
財 源 内 訳	国県支出金									
	地方債									
	その他特定財源(特別会計→繰入金)									
	一般財源(特別会計→事業収入)				345	488	600	480	480	480

事業の活動量・実績の数値化 活動指標	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	申請に関するバス利用回数	回	計画	-				15	15	
				実績					9	10	
	②			計画	-						
				実績							
	③			計画	-						
				実績							
〈記述欄〉※数値化できない場合											
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	自主活動や社会活動に関する事業回数	補助を行う目的が、団体の社会参加及び自立の促進を図るため。	回	計画	-				70	70
					実績					87	80
	②				計画	-					
					実績						
	③				計画	-					
					実績						
〈記述欄〉※数値化できない場合											

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	障がい者福祉団体がバスを借り上げて実施する事業に対し、その経費の一部を助成することによって、障がい者の社会参加及び自立の促進を図り、福祉の増進に繋がることから、事業の役割は大きい。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	有効である ● 概ね有効である 有効でない	・団体の活動により障がい者の社会参加の機会が創出され、福祉の向上につながっている。しかし、申請を行わない団体も見受けられる為、制度の説明や手続きについて丁寧な説明を継続して行う。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	・障がい者団体の活動費補助のため、民間委託はできない。 ・他に類似の事業はない。 ・補助金交付事務が主のため、これ以上の削減はできない。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	
今後の方向性の理由、改革改善の取組等		(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 障がい者福祉団体がバスを借り上げて実施する事業に対し、その経費の一部を助成することによって、障がい者の社会参加及び自立の促進を図り、福祉の増進につながるため、市からの補助は必要である。	
外部評価の実施		無	実施年度
改善進捗状況等	H29進捗状況		
	H29取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)	

事業の活動量・実績の数値化 活動指標	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	受給資格者数（登録者数）		計画	-	3800	3700	3700	3600	3600
				実績	4012	3807	3761	3704	3877	3523
	②			計画	-					
				実績						
	③			計画	-					
				実績						
〈記述欄〉※数値化できない場合										

もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	申請件数	経済的負担軽減の効果を表すため	件	計画	-	51840	49000	49000	48000	48000
					実績	51533	50280	50074	52090	51412	51915
	②				計画	-					
					実績						
	③				計画	-					
					実績						
〈記述欄〉※数値化できない場合											

3（Check）事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か（国・県・民間と競合していないか）	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	・医療機関での受診機会が多い障がい者に対して、医療費の一部を助成し経済的負担の軽減を図ることは、障がい者の自立促進につながり、市総合計画に結びつく。 ・障がい者の経済的負担軽減につながるため、その役割も大きい。 ・県の制度に基づく事業であり、医療費の助成という観点からみても、市が実施主体であることは妥当である。□
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか（成果をこれ以上伸ばすことはできないか）	● 有効である 概ね有効である 有効でない	・H29年度は、受給資格者数が減少したが、申請件数と助成額は増加した。 ・さらに効果を向上させるためには、対象者に対する制度の周知徹底や定期的な申請勧奨が必要である。□
◆実施方法は現行どおりでよい ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 現行どおりでよい 見直しが必要	・医療費の助成であることから民間委託等は考えられない。 ・類似の事業はない。 ・事務処理については、システムにより一連の作業が必要であり、複数人で行うことは効率的でない。ただし、郵送分申請書の仕分けや通知事務等の一部の単純な業務については、現在も非常勤職員等に対応している。 ・重度心身障がい者の多くが低所得者であることや現在の自己負担（入院外1,020円、入院2,040円）については、県制度に基づいており、一般的な医療費負担からみても妥当である。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	
今後の方向性の理由、改革改善の取組等		(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 県の補助金交付要領では、事業の実施主体は市町村に限定されているため、市で実施する必要がある。 障がい者の経済的な負担軽減及び健康維持のためにも、より対象者が利用しやすい方法を検討しながら継続して事業を実施していく。	
外部評価の実施		無	実施年度
改善進捗状況等	H29進捗状況		
	H29取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)	

1 (Plan) 事務事業の計画									
事務事業名	特別障害者手当等給付事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	3	—	1	—	4
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち	事業コード(大-中-小)	1	—	33	—	09
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり	総合戦略での 位置づけ	基本目標				
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援		施策大項目				
	具体的な施策と内容	1	障がい者の自立と社会参加の支援		施策小項目				
事務事業の概要 (全体事業の内容)	重度の障がい有するため日常生活において常時特別の介護を要する障がい者(児)等に手当を支給する。								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ○ その他(								

2 (Do) 事務事業の実施									
評価対象年度の事業内容等									
対 象 (誰・何を)	日常生活に常に特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者(児)、従来の福祉手当受給者で特別障害者手当等に該当しなかった人								
事業内容(手段、方法等)				成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)					
【障害児福祉手当】 月額14,580円 ○対象者:日常生活に常に特別の介護を要する20歳未満の在宅重度障がい児 【特別障害者手当】 月額26, 810円 ○対象者:日常生活に常に特別の介護を要する20歳以上の在宅重度障がい者 【経過的福祉手当】 月額14, 580円 ○対象者:障害基礎年金及び特別障害者手当の創設時に従来の福祉手当受給者で、特別障害者手当・障害者基礎年金を受給できなかった人 《申請方法》 ・対象者は各手当用申請書に規定の診断書を添えて市へ申請する。 ・市は診断書により障がいの状況を審査し、所得状況を確認し支給決定する。 《支給方法》・5、8、11、2月に指定口座に振り込む。				重度の障がい者(児)等の経済的負担を軽減し、生活の安定を図る。					
コスト推移			27年度決算	28年度決算	29年度決算 見込	30年度予算	2019年度 見込	2020年度 見込	2021年度 見込
事業費(直接経費)			(単位:千円)	55,368	56,480	57,745	58,976	58,976	58,976
財 源 内 訳	国県支出金			41,774	42,427	43,175	44,941	44,941	44,941
	地方債								
	その他特定財源(特別会計→繰入金)								
	一般財源(特別会計→事業収入)			13,594	14,053	14,570	14,035	14,035	14,035

事業の活動量・実績の数値化 活動指標	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	特別障害者手当等の新規申請件数	件	計画	-	30	35	35	40	40	
				実績	45	30	32	24	40	36	
	②			計画	-						
				実績							
	③			計画	-						
				実績							
〈記述欄〉※数値化できない場合											
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	特別障害者手当等受給者数（実人員）	受給者の経済的負担軽減を表すことから指標とした。	人	計画	-	235	220	220	220	220
					実績	235	225	223	206	244	222
	②				計画	-					
					実績						
	③				計画	-					
					実績						
〈記述欄〉※数値化できない場合											

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	重度障がい者の経済的負担の軽減を図ることにより、障がい者の社会参加と自立支援につながるものであり、市総合計画に結びつく。 障がい者の経済的負担の軽減につながることからその役割も大きい。 当事業は法定事務であり、市が事業主体となっている。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	県担当課や医療機関等と連携し、迅速な支給決定に努めている。 法定事務のため、内容の見直しの余地はないが、成果をより向上させるために、窓口での案内等の制度の周知を徹底していく。
◆実施方法は現行どおりでよい ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	法定事務であり、経済的援助を行うことから民間委託等ではなく、類似する事業はない。 事務処理には専門的知識を要し、一連の事務をひとりで担うことが望ましいが、すでに、一部については非常勤職員等による対応もしており、これ以上の削減は難しい。 受益者の負担はなし。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	
今後の方向性の理由、改革改善の取組等		(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 法により、市による事務が義務付けられている事業である。 在宅の重度障がい者(児)の経済的負担を軽減することにより、障がい者の社会参加と自立支援につながる有効な事業であるため、今後も継続して実施する必要がある。 対象者への制度の周知等をより強化しながら、引き続き適正な手当支給を実施し、在宅の重度障がい者の経済的負担の軽減を図っていく。	
外部評価の実施		無	実施年度
改善進捗状況等	H29進捗状況		
	H29取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等		(委員からの意見等) 特になし	

1 (Plan) 事務事業の計画									
事務事業名	補装具交付・修理事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	3	—	1	—	4
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち	事業コード(大-中-小)	1	—	33	—	10
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり	総合戦略での 位置づけ	基本目標				
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援		施策大項目				
	具体的な施策と内容	1	障がい者の自立と社会参加の支援		施策小項目				
事務事業の概要 (全体事業の内容)	身体障がい者(児)や難病患者等の失われた身体上の機能を補完・代替するために必要とする、装具などの交付及び修理を実施する。								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営								

2 (Do) 事務事業の実施										
評価対象年度の事業内容等										
対 象 (誰・何を)	身体障害者手帳の交付を受けた方、難病の方など									
	事業内容(手段、方法等)				成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)					
国の基準に従い、身体障がい者(児)等の障害の程度・種類に応じて、装具などの交付及び修理を行う。所得に応じて自己負担あり。				身体の欠損や身体機能を補完・代替する装具等の交付及び修理することにより、日常生活や社会生活を円滑にし、自立した生活ができるようになる。						
コスト推移				27年度決算	28年度決算	29年度決算 見込	30年度予算	2019年度 見込	2020年度 見込	2021年度 見込
事業費(直接経費) (単位:千円)				31,185	24,167	22,783	23,428	23,428	23,428	23,428
財 源 内 訳	国県支出金			21,895	19,762	17,934	17,569	17,569	17,569	17,569
	地方債									
	その他特定財源(特別会計→繰入金)									
	一般財源(特別会計→事業収入)			9,290	4,405	4,849	5,859	5,859	5,859	5,859

事業の活動量・実績の数値化 活動指標	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	身体障がい者手帳所持者数		計画	-	6850	6800	6800	6800	6800	
				実績	6882	6805	6669	6605	6442	6314	
	②			計画	-						
				実績							
	③			計画	-						
				実績							
	〈記述欄〉※数値化できない場合										
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	補装具支給件数	日常生活、社会生活において、障がい者の利便性の向上を示すものとして指標とした。	件	計画	-	350	330	330	330	330
					実績	340	327	321	325	305	284
	②				計画	-					
					実績						
	③				計画	-					
					実績						
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	身体障がい者の失われた身体機能を補完・代替する装具等を給付することで、障がい者の社会生活や日常生活を容易にすることで、障がい者の自立を促進している。障がい者の社会参加のために大きな役割を果たしている。法定事務であり市が事業主体である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	個々の身体状況に合わせた対応を迅速に行うことができるよう、判定機関や医療機関及び装具業者との連携をとり、適正な支給決定に努めている。法定事務であり事業内容の見直しの余地はない。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	市による直接事務となっているため民間委託等できない。事務処理については、システムによる一連の作業であり複数人で行うことは効率的でない。ただし、決定通知等の発送作業などの単純作業については、非常勤職員等により対応しており、これ以上の削減は難しい。低所得者世帯について自己負担額の見直しを行っており、これ以上の見直しは難しい。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	
今後の方向性の理由、改革改善の取組等		(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 障がい者(児)にとって身体機能を補完・代替する補装具を支給するこの事業は、社会生活や日常生活を円滑にするうえで必要な事業で、法により市による実施となっており、今後も継続して実施する。	
外部評価の実施		無	実施年度
改善進捗状況等	H29進捗状況		
	H29取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等		(委員からの意見等) 特になし	

No	4290255
----	---------

事務事業票

所管部長等名	健康福祉部長 丸山 智子
所管課・係名	障がい者支援課 認定給付係
課長名	西田 修一

評価対象年度	平成29年度	(2017)
--------	--------	--------

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名		障害福祉サービス給付事業		会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	3	—	1	—	4
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち	事業コード(大-中-小)	1	—	33	—	21
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり	総合戦略での 位置づけ	基本目標				
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援		施策大項目				
	具体的な施策と内容	2	障がい者への福祉サービスの充実		施策小項目				
事務事業の概要 (全体事業の内容)	” 日常生活に必要な支援が受けられる「介護給付」と自立した生活に必要な知識技術を身につける「訓練等給付」及び、サービスの利用計画作成等のケアマネジメントを導入した相談支援事業を実施する。 ” サービス利用に係る給付費については、国保連合会を通じてサービス事業者に支払う。 ” 日常生活に必要な支援が受けられる「介護給付」と自立した生活に必要な知識技術を身につける「訓練等給付」及び、サービスの利用計画作成等のケアマネジメントを導入した相談支援事業を実施する。 ” サービス利用に係る給付費については、国保連合会を通じてサービス事業者に支払う。								
実施手法 (該当欄を選択)	☐ 全部直営								

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対 象 (誰・何を)	障害福祉サービスが必要とする障がい者及び障がい児							
事業内容(手段、方法等)		成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)						
【介護給付】 障がい者が一定以上の方に、生活上又は療養上の必要な介護を行う。 ●居宅介護 ●重度訪問介護 ●行動援護 ●同行援護 ●療養介護 ●生活介護 ●短期入所 ●施設入所支援 【訓練等給付】 身体的社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う。 ●自立訓練 ●就労移行支援 ●就労継続支援 ●共同生活援助 【相談支援】 個々の障がい者が必要とする障害福祉サービスの利用計画作成等の支援を行う。 ●計画相談支援 ●地域移行支援 ●地域定着支援		障がいのある方が、障害福祉サービスを利用することにより、住み慣れた地域で自立した日常生活又は社会生活が営めるようにする。						
コスト推移		27年度決算	28年度決算	29年度決算 見込	30年度予算	2019年度 見込	2020年度 見込	2021年度 見込
事業費(直接経費) (単位:千円)		2,431,003	2,520,992	2,601,961	2,660,661	2,665,000	2,670,000	2,675,000
財 源 内 訳	国県支出金	1,827,635	1,923,152	1,981,915	1,992,690	1,995,000	1,997,500	2,000,000
	地方債							
	その他特定財源(特別会計→繰入金)							
	一般財源(特別会計→事業収入)	603,368	597,840	620,046	667,971	670,000	672,500	675,000

事業の活動量・実績の数値化 活動指標	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	障害福祉サービスの年間利用延件数	件	計画	-	22000	23000	24000	25000	26000	
				実績		20786	22726	24671	25391	25095	
	②			計画	-						
				実績							
	③			計画	-						
				実績							
	〈記述欄〉※数値化できない場合										
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	就労継続支援A型・B型の年間利用延件数	サービス事業所での労働が、障がい者の自立へと繋がるなる手段である	人	計画	-	4000	4500	5000	5500	6000
					実績		4032	4670	5288	5831	6012
	②				計画	-					
					実績						
	③				計画	-					
					実績						
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	障害者総合支援法に基づき、事業を実施している。障がい者への生活支援として障がい者本人の満足度を向上させるものであり、事業の果たす役割は大きい。市が主体となって実施するものであることから見直しの余地はない。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	障害者総合支援法に基づく事業であることから見直しの余地はない。住み慣れた地域で障害福祉サービスを利用しながら日常生活を過ごすため、サービス事業所への就労も増加していることから、事業の効果はあっている。
◆実施方法は現行どおりでよい ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	障害者総合支援法に基づく事業であることから見直しの余地はなく、市が主体となって実施するものであり、市町村の代替となる団体はない。サービス支給決定に関しては市が実施しており、支払い事務に関しては熊本県国民健康保険団体連合会へ委託している。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	
今後の方向性の理由、改革改善の取組等		(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 障害者総合支援法に基づき、市による実施が義務付けられている。 今後も障害福祉サービスの給付の適正な利用に取り組む。	
外部評価の実施		無	実施年度
改善進捗状況等	H29進捗状況		
	H29取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)	

事業の活動量・実績の数値化 活動指標	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	療養介護医療支給決定者数		計画	-	58	60	60	60	60	
				実績	56	58	58	57	63	57	
	②			計画	-						
				実績							
	③			計画	-						
				実績							
〈記述欄〉※数値化できない場合											
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	療養介護医療利用延日数	利用延日数を指標とすることで、医療から在宅への移行支援の目安となるため	日	計画	-	21117	21900	21900	21900	21900
					実績	20017	21199	20753	21382	21856	21986
	②				計画	-					
					実績						
	③				計画	-					
					実績						
〈記述欄〉※数値化できない場合											

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	障害者総合支援法に基づき、事業を実施している。長期に入院している障がい者の経済的負担軽減や退院後の社会参加・自立促進を図るものであり、事業の果たす役割は大きい。市が主体となって実施するものであることから見直しの余地はない。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	支給決定者数の年度毎の増減に伴い、給付費についても増減が生じる。障がい者の経済的負担軽減となっており見直しの余地は生じていない。
◆実施方法は現行どおりでよい ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	障害者総合支援方法に基づく業務であることから見直しの余地はなく、市が主体となって実施するものであり、市町村の代替となる団体はない。利用者負担額についても定められていることから見直しの余地はなく、また支払い事務に関しては熊本県国民健康保険団体連合会へ委託している。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	
今後の方向性の理由、改革改善の取組等		(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 障害者総合支援法に基づき、市による実施が義務付けられている。 今後も適正な療養介護医療費の給付に取り組む。	
外部評価の実施		無	実施年度
改善進捗状況等	H29進捗状況		
	H29取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)	

No	4290257
----	---------

事務事業票

所管部長等名	健康福祉部長 丸山 智子
所管課・係名	障がい者支援課 認定給付係
課長名	西田 修一

評価対象年度	平成29年度	(2017)
--------	--------	--------

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名		障がい児通所支援事業			会計区分	01 一般会計				
					款項目コード(款-項-目)	3	—	1	—	4
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち		事業コード(大-中-小)	1	—	33	—	24
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり		総合戦略での 位置づけ	基本目標				
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援			施策大項目				
	具体的な施策と内容	2	障がい者への福祉サービスの充実			施策小項目				
事務事業の概要 (全体事業の内容)		支援を必要とする障がいのある子どもに対し、将来自立した日常生活を送ることが出来るように、身辺自立の訓練や社会生活能力向上の訓練などの療育事業を提供するとともに、保護者に対しても家庭の養育について支援や助言を行う。								
実施手法 (該当欄を選択)		☐ 全部直営								

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対 象 (誰・何を)		支援を必要とする障がいのある子ども						
事業内容(手段、方法等)		成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)						
【障害児通所支援】 ●児童発達支援(未就学児を対象に、身辺自立の訓練や集団生活への適応訓練などの療育を行う) ●医療型児童発達支援(医学的な訓練を中心とした療育を行う) ●放課後等ディサービス(就学している子どもを対象に社会生活能力向上のための療育を行う) ●保育所等訪問支援(保育所、認定こども園、教育機関などに出向き集団生活適応のための支援を行う) 【障害児相談支援】 障害児支援利用計画を作成するとともに、通所サービスの利用状況を検証し利用計画の見直しなどを行う。		療育を受けることで、身辺自立やコミュニケーションスキルなどを身につけ、社会生活を円滑に過ごすことができるようになるとともに、保護者に対しては、子どもの特性に合わせた養育が出来るようになる。						
コスト推移		27年度決算	28年度決算	29年度決算 見込	30年度予算	2019年度 見込	2020年度 見込	2021年度 見込
事業費(直接経費) (単位:千円)		322,283	369,731	417,122	450,637	473,000	491,000	505,000
財 源 内 訳	国県支出金	241,182	275,280	318,199	336,583	354,000	367,000	378,000
	地方債							
	その他特定財源(特別会計→繰入金)							
	一般財源(特別会計→事業収入)	81,101	94,451	98,923	114,054	119,000	124,000	127,000

事業の活動量・実績の数値化 活動指標	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	障害児通所支援支給決定者数	人	計画	-	350	410	420	430	440
				実績	318	388	498	572	651	695
	②			計画	-					
				実績						
	③			計画	-					
				実績						
〈記述欄〉※数値化できない場合										

もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	障がい児通所利用延日数	支給決定された日数を適切に利用することが、療育の効果として期待されるため、指標設定とした	日	計画	-	16500	22107	22500	22750	23000
					実績	1390	19552	27331	28905	32494	35380
	②				計画	-					
					実績						
	③				計画	-					
					実績						
〈記述欄〉※数値化できない場合											

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	児童福祉法に基づき、事業を実施している。 支援を必要とする障がい児は増加傾向にあり、適切な療育により本人の機能を向上させることに加え、生活支援として保護者の満足度を向上させるものであり、事業の果たす役割は大きい。 市が主体となって実施するものであることから、見直しの余地はない。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	障がい児通所支援支給決定者数、利用延日数ともに増えているものの、サービス提供事業者数も増加傾向にあり、サービス利用が必要な児童に有効活用されている。 国においてサービス内容も見直されていることから、市において見直しの余地はない。
◆実施方法は現行どおりでよい ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	児童福祉法に基づく事業であることから見直しの余地はなく、市が主体となって実施するものであり、市町村の代替となる団体はない。 サービス支給決定に関しては市が実施しており、支払事務に関しては熊本県国民健康保険団体連合会へ委託している。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	
今後の方向性の理由、改革改善の取組等		(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 児童福祉法に基づき、市による実施が義務付けられている。 今後も障がい児通所支援事業給付の適正な利用に取組む。	
外部評価の実施		無	実施年度
改善進捗状況等	H29進捗状況		
	H29取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)	

所管部長等名	健康福祉部長 丸山 智子
所管課・係名	障がい者支援課 認定給付係
課長名	西田 修一

評価対象年度	平成29年度	(2017)
--------	--------	--------

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名			八代圏域地域療育センター事業		会計区分	01 一般会計				
					款項目コード(款-項-目)	3	—	1	—	4
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち		事業コード(大-中-小)	1	—	33	—	16
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり		総合戦略での 位置づけ	基本目標				
	施策の展開(項)【施策】	3	障がい者の支援			施策大項目				
	具体的な施策と内容	2	障がい者への福祉サービスの充実			施策小項目				
事務事業の概要 (全体事業の内容)			在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児、障がいの疑いのある児童及びその家族等に対して、身近な地域で相談支援や療育指導を行うことで育児不安を軽減するとともに、在宅障がい児(者)の福祉の向上を図る。 ●相談員による療育相談事業 ●訪問療育等指導事業 ●外来療育等指導事業 ●施設支援一般指導事業							
実施手法 (該当欄を選択)			○ 全部直営							

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対 象 (誰・何を)	在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児、障がいの疑いのある児童及びその家族等									
事業内容(手段、方法等)				成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)						
【相談員による療育相談事業】 療育相談員を配置し、在宅障がい児等に対し療育に関する相談に応じるとともに、各種サービスの提供に係る援助、調整等を行う。 【訪問療育等指導事業】 在宅障がい児(者)等に対し、訪問の方法により各種の相談指導を行う。 【外来療育等指導事業】 在宅障がい児(者)等に対し、外来の方法により各種の相談指導を行う。 【施設支援一般指導事業】 障害児通所支援を行う事業所及び障がい児保育を行う保育所等の職員に対し、在宅障がい児(者)等の療育に関する技術の指導を行う。				療育相談事業、訪問療育等指導事業、外来療育等指導事業を行うことで、保護者の育児不安を軽減、子どもへの関わりを学ぶとともに、施設支援一般指導事業を行うことで、保育所等の職員のスキルアップにつながり、地域全体の療育の充実が図られる。						
コスト推移				27年度決算	28年度決算	29年度決算 見込	30年度予算	2019年度 見込	2020年度 見込	2021年度 見込
事業費(直接経費) (単位:千円)				4,912	6,272	6,272	6,090	6,090	1,000	1,000
財 源 内 訳	国県支出金			2,456	2,439	1,917	1,917	1,917	250	250
	地方債									
	その他特定財源(特別会計→繰入金)			417	652	735	704	704	100	100
	一般財源(特別会計→事業収入)			2,039	3,181	3,620	3,469	3,469	650	650

事業の活動量・実績の数値化		指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	八代圏域療育センター事業活動延日数		計画	-	316	318	320	322	324	
			実績	315	256	252	260	243	252	
			計画	-						
			実績							
			計画	-						
			実績							
〈記述欄〉※数値化できない場合										

もたらそうとする効果・成果の数値化		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	八代圏域療育センター事業延利用件数	訪問療育等指導事業、外来療育等指導事業、施設支援一般指導事業の延利用人数		計画	-	410	415	420	425	430	
				実績	406	537	461	406	362	335	
②				計画	-						
				実績							
③				計画	-						
				実績							
〈記述欄〉※数値化できない場合											

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	在宅の障がい児及びその疑いのある児童や子育てに困り感を持つ保護者の増加により、当事業の果たす役割は大きい。 身近な地域で相談支援及び療育指導を行うことにより、保護者の子育てに対する困り感を軽減するとともに、地域療育の充実を図るためにも、事業の実施は必要である。 本事業は、県の委託事業であり、療育の充実のため市が実施することは妥当である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	有効である ● 概ね有効である 有効でない	発達障がい児やその疑いのある児は増加傾向にあることから、療育相談員による相談支援事業や訪問・外来療育・施設支援は必要である。 相談できる身近な場所を整備しておくことは必要である。
◆実施方法は現行どおりでよい ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	現行どおりでよい ● 見直しが必要	県は、平成33年度からの新療育支援体制に向けて検討しており、県から提示された新療育支援体制案に基づいて、今後、氷川町と協議を重ねていく必要がある。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) ● 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	
今後の方向性の理由、改革改善の取組等		(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 県は、全圏域において児童発達支援センターによる新療育支援体制を実施するとしていることから、本市においては、平成32年度末までの整備に向け氷川町と協議を進めることとする。	
外部評価の実施		無	実施年度
改善進捗状況等	H29進捗状況		
	H29取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)	

事業の活動量・実績の数値化 活動指標	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	相談支援事業登録者数	人	計画	-	460	480	480	500	500
				実績	509	467	510	594	621	638
	②	地域活動支援センター登録者数	人	計画	-	385	420	430	430	430
				実績	378	414	434	356	362	388
	③	日中一時支援事業登録事業者数	ヶ所	計画	-	18	20	20	21	21
				実績	17	19	20	20	21	20
〈記述欄〉※数値化できない場合										
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	① 地域活動センター利用者数	障がい者の社会参加につながっている	人	計画	-	19000	19500	20000	20500	21000
				実績	1795	19599	19166	18067	16230	15611
	② 日中一時支援利用回数	障がい者の社会参加及び家族の就労支援等につながっている	回	計画	-	6600	6700	6800	6900	7000
				実績	6181	6674	6977	7664	7921	9942
	③			計画	-					
				実績						
〈記述欄〉※数値化できない場合										

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	障害者総合支援法に基づき、市による実施が義務化されている事業である。 また、障がい者の自立した日常生活及び社会生活を営み、障がいの有無に関わらず誰もが安心していきいき暮らすことのできる地域社会の実現を目指した事業であることから事業の役割は大きく、上位政策等に結びつく。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	制度改正や社会情勢の変化に合わせながら、事業内容は見直していく必要はあるが、現在、利用者も増加傾向にあるため、障がい者が安心して地域生活を送るために役立っている。
◆実施方法は現行どおりでよい ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	事業の一部は民間委託を行っており、また通知事務等の一部の業務についても、非常勤職員による対応を実施しているが、専門的な業務も多いためこれ以上の見直しは難しい。 利用者負担は、低所得者に配慮し、課税世帯には利用者負担の上限を設けるなど、経済的な負担が生じないように努めている。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	
今後の方向性の理由、改革改善の取組等		(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 障がい者の自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であり、法により市による実施が義務付けられている。今後も、国の制度改革及び社会情勢の変化に対応しながら事業の見直し、継続して実施していく。	
外部評価の実施		有：外部評価	実施年度 平成28年度
改善進捗状況等	H29進捗状況	3. 現状推進	
	H29取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)	